

ストーカー行為等の規制等の
在り方に関する有識者検討会
これまでの議論の整理 (案)

目次

第1 はじめに

第2 ストーカー行為等の現状 及び検討の方向性

- 1 ストーカー行為等の現状
- 2 検討の方向性

第3 ストーカー行為等の規制等の在り方

- 1 規制対象行為の拡大等
 - (1) SNS等を利用したつきまとい等
 - (2) 「はいかい」行為
 - (3) 目的要件
- 2 禁止命令等の制度の見直し
- 3 ストーカー行為罪の罰則の強化等
 - (1) 罰則の強化
 - (2) 非親告罪化
 - (3) 常習累犯規定

第4 加害者対策の在り方

第5 被害者等を支援するための取組

- 1 支援体制の整備
 - (1) 都道府県警察における体制整備
 - (2) 各機関における体制整備
- 2 被害者の避難場所の確保等
- 3 被害者情報の保護
- 4 被害者等に対する情報提供等
- 5 ストーカー予防のための教育等

第1 はじめに

検討会概要

▶ ストーカー規制法の一部改正法(平成25年法律第73号)附則第5条に基づき開催

▶ 平成25年11月から平成26年 月まで全 回開催

▶ 有識者委員

紀藤 正樹 (弁護士)
櫻井 敬子 (学習院大学教授)
田尾 健二郎 (元広島高裁長官、前国家公安委員会委員)
前田 雅英 (首都大学東京法科大学院教授) ※座長
宮地 尚子 (一橋大学教授)

▶ 被害者関係委員

猪野 憲一 (猪野 京子) (桶川事件御遺族)
小早川 明子 (NPOヒューマニティ理事長)

第2 ストーカー行為等の現状及び検討の方向性

1 ストーカー行為等の現状

現状

- ・ 認知件数は年々増加、平成25年中には法施行後初めて2万件超
 - ・ 検挙件数、警告・禁止命令等の件数いずれも法施行後最多
- 平成25年ストーカー規制法改正
- ・ 電子メールの連続送信を規制の対象
 - ・ 禁止命令等の主体となる公安委員会等を拡大
- 適用効果は生じているが依然として重大事案が相次いで発生
- ⇒ 警察・関係機関による更なる対策が急務

2 検討の方向性

有識者検討会の開催

- ストーカー行為等の規制等の在り方全般について幅広く議論
- 現行のストーカー規制法は事案対策に一定の効果を有しているが、
- ・ 法を更に有効なものとする措置とはどのようなものか
 - ・ 法以外で効果的な対策を行うことができるか

という方向性から検討

第3 ストーカー行為等の規制等の在り方

1 規制対象行為の拡大等

(1) SNS等を利用したつきまとい等

▶ 現状

相手に拒まれたにもかかわらず、SNS等で執拗に友達申請をしたり、メッセージ等を送信する事例がある。

→ SNSによるメッセージ送信は規制の対象外のため、対応が困難

▶ 検討会における意見

手段を問わず、被害者を脅したり苦しめることは許されることではない。

技術の進歩、社会情勢の変化に伴い、規制対象は当然見直すべき。

SNSは現在の若者等にとって不可欠なツールであるため、SNS上の活動を保護する必要。

規制対象が広すぎる懸念。表現の自由とのバランスを配慮する必要。

SNS等を用いたつきまとい行為を法の規制対象とすべき

(2) 「はいかい」行為

▶ 現状

被害者宅付近をはいかいし、被害者宅から見える路上に被害者が好きな黄色い花を置く行為を繰り返すなどの事例がある。

→ 「はいかい」行為は規制の対象外のため、対応が困難

▶ 検討会における意見

配偶者暴力防止法において規制されていることを踏まえれば、ストーカー規制法においても同様に規制すべき。

一律に規制するのは広範にすぎるため、一定の要件を付すべき。

「はいかい」行為を法の規制対象とすべき

(3) 目的要件

▶ 現状

生活トラブルや仕事上への恨みなどからつきまとい等を行う事例がある。

→現行法では対応が困難

▶ 検討会における意見

目的要件が撤廃されれば、警察に相談しやすくなる。

恋愛感情等充足目的以外の目的でつきまとい等を受けることはあり得る。

「正当な理由がなく」等の要件でも、一般的な社会活動を法の規制対象から排除することは可能。

実務上は、現行法において規定される目的の立証に関して問題は生じていない。

一般市民による身辺調査等も外形上違法となるおそれがあるため、極めて慎重な配慮が必要。

必要性や撤廃した場合の問題点等について更なる研究が必要

2 禁止命令等の制度の見直し

▶ 現状

- ・ 警告違反には罰則がない。
- ・ 禁止命令等は、警告違反を要件としており、発出手続に相当の時間を要する。
- ・ 仮の命令は違反に罰則がなく、事後に意見の聴取手続及び禁止命令等の手続を要する。

→ 迅速性、抑止効果、手続の公正が確保された制度が必要

▶ 検討会における意見

- ・ 仮の命令について、実効性あるものに改変すべき。
- ・ 禁止命令等の発出主体を警察署長・警察本部長等に委任できるようにすべき。
- ・ 警告前置せず、禁止命令等を迅速に発出できるようにすべき。

警告を経ずとも禁止命令等を行うことを可能とすること、禁止命令等の発出権限を警察署長・警察本部長等に委任すること、その他緊急に禁止命令等を行うことができるようにするための制度の整備を検討

- ・ 禁止命令等の主体を裁判所とすることも検討すべき。

迅速性の観点等を踏まえ、慎重な検討が必要

3 ストーカー行為罪の罰則の強化等

(1) 罰則の強化

▶ 現状

- ・ 行為者に対する威嚇力・感銘力に乏しい。
- ・ 検挙しても多くの加害者は執行猶予、罰金刑等の判決により短期で釈放される。
- ・ 加害者がすぐに出所等するため、行為の再発や復讐をおそれ、被害者が事件化に消極となる。

→威嚇力・感銘力を持った罰則が必要

▶ 検討会における意見

ストーカー行為罪の罰則(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

引き上げるべき

- ・ 保護法益侵害の程度が法制定当時より大きく評価されている。
- ・ 加害者が治療等の措置を受ける動機付けとなり得る。
- ・ 重大な犯罪であることを社会が認識する必要がある。

禁止命令等違反罪の罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

行政手続を経た命令に従わないという悪質性や国家的法益を踏まえ、引き上げるべき。
他法令の命令違反罪の罰則とのバランス等を考慮し、慎重に検討すべき。

刑法等の罰則との均衡に配慮しつつ、罰則を引き上げるべき

(2) 非親告罪化

▶ 現状

危険性の高い事案であっても、被害者が加害者の強い影響下にあるなどの場合、被害者は告訴をしないことがある。

→ 迅速な取締り、捜査の障害となっている

▶ 検討会における意見

親告罪規定は見直すべき。

- ・ 告訴要件をなくせば被害者の負担が軽減可能。
- ・ 迅速な取締り・捜査が可能。
- ・ 強姦罪における議論を参考に、女性被害者の視点を踏まえ見直すべき。

親告罪規定は存置すべき。

- ・ 他の親告罪とされている罪との均衡を配慮すべき。
- ・ (存置した上で)被害者の感覚と事案の危険度が乖離している場合の対応は検討する必要。

非親告罪とする方向で更なる検討が必要

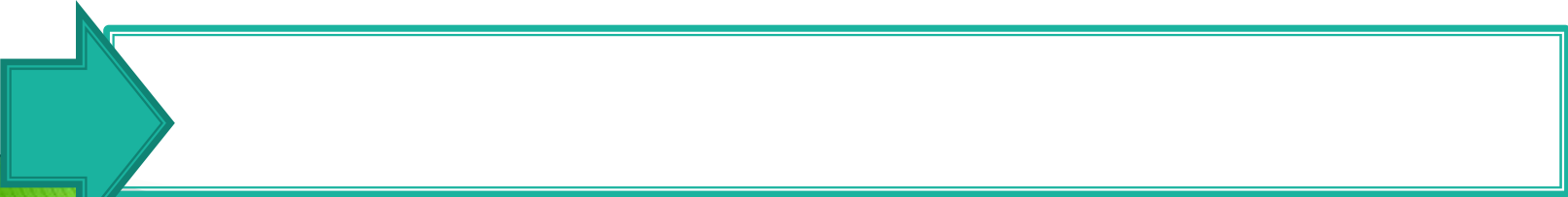
(3) 常習累犯規定

▶ 検討会における意見

常習累犯規定を設けるべき。

- ・ 同一の被害者に対して何度もストーカー行為を繰り返す場合は、反社会性が顕著であるため、より重い罪を課すべき。
- ・ 罰則による行為の抑止効果のみならず、被害者からの隔離という意味からも必要。

ストーカー行為自体が反復を前提とする犯罪のため規定は不要。




その必要性等を含め、今後更に議論が必要

第4 加害者対策の在り方

▶ 現状

- ・ 警告、検挙等の措置が効果を持たず、長期にわたりつきまとい行為を続ける加害者については、その内面に働きかける必要
- ・ そうした治療等を警察のみが担うのではなく、関係機関と連携する必要。

- 
- ・ 精神医学的・心理学的手法についての調査研究の推進
 - ・ 関係省庁、医療機関等が連携し、様々な段階で加害者にカウンセリング等を実施するための仕組みの検討

第5 被害者等を支援するための取組

▶ 基本的考え方

ストーカー被害者を支援するための取組は、警察だけでなく、教育、司法、福祉、医療等の関係機関や民間団体等が積極的に関与して、社会全体で行わなければならない。



様々な角度からのアプローチを検討

- ・ 支援体制の整備
- ・ 被害者の避難場所の確保等
- ・ 被害者情報の保護
- ・ 被害者等に対する情報提供等
- ・ ストーカー予防のための教育等


1 支援体制の整備

(1) 都道府県警察における体制整備

▶ 現状

- ・ 被害者のニーズに応じた相談対応が必要。
- ・ 加害者に対する検挙等の措置と被害者等の保護対策を同時に行う必要。
- ・ 加害者に対する検挙措置・行政措置を講じた後も長期間にわたって被害者の保護対策を実施する必要。

→ こうした対応・対策を行うための体制が不十分



被害者の多くは女性のため、特に女性警察官を中心に、相談・保護等へ対応するための体制を抜本的に増強すべき

(2) 各機関における体制整備

▶ 現状

- ・ 加害者との関係性や、報復へのおそれから、警察へ相談することに抵抗感を持つ被害者が多い。
- ・ 警察以外に相談できる窓口が不十分のため、どこにも相談しない、又は警察に相談に来た段階では事態が深刻化していることがある。

→ 被害の未然・拡大防止のため、できる限り早期に事案を把握する必要

▶ 検討会における意見

- ・ 警察以外の機関で適切なアドバイスをできるようにすべき。
- ・ 予兆段階で相談を受けて調査を行う体制の整備が必要。
- ・ 加害者、被害者及びそれぞれの家族が相談できるような相談機関を創設すべき。

- ・ 早い段階で広く相談を受け付け支援を行う機関、ストーカー被害者支援の中心となる機関の設置を検討
- ・ 警察のほか婦人相談所等の関係機関による、積極的な情報提供、及びストーカー対応体制の拡大・充実

2 被害者の避難場所の確保等

▶ 現状

- ・ ストーカー被害者等の一時避難に利用可能な避難施設が不足
- ・ 夜間、緊急時の受入体制は施設によって様々。

→被害者の避難措置、一人にさせないための措置が不十分

- ・ 関係省庁等は、夜間、緊急時も含め、婦人相談所、民間シェルター等の一時避難場所を全国的に確保するために必要な連携体制を整備
- ・ 長期的避難のための支援措置の検討

3 被害者情報の保護

▶ 現状

- ・ ストーカー加害者が様々な手段により被害者の住所等を把握し、結果として、殺害に至った事案が発生。
- ・ 自治体内での情報共有がされず、被害者情報が漏洩した事例。
- ・ 加害者による虚偽の申立て等に対し、自治体担当者が被害者の住所等の情報を提供した事例。

→被害者等の情報は加害者に知られないようにする必要

- ・ 職務関係者に対し、被害者の秘密保持を徹底するための取組を推進すべき
- ・ 地方自治体において、住民票閲覧制限等の支援措置を厳格に運用すべき
- ・ 正当な理由がなく被害者情報を他人に提供することを禁止すべき

4 被害者等に対する情報提供等

▶ 現状

- ・ ストーカー事案の特徴や危険性に関する認識が社会に十分浸透していない。
- ・ ストーカー被害に遭った場合の対処法、相談先等の情報が十分に提供されていない。

→ 被害の未然・拡大防止のため、国民一人一人がこれらの情報を持ち、社会全体で早期に危険兆候を把握することが必要

▶ 検討会における意見

- ・ 被害者支援NPO、学校の教員、家族、友人、職場等が被害者を支えるために必要な情報がほとんどない。
- ・ ストーカー被害が顕在化・深刻化する前の段階で参考になる情報が必要。
- ・ 実際に被害に遭った際の相談先や方法等について周知すべき。

- ・ 警察において、ストーカー事案の特徴、危険性、自己防衛手段、早期の相談の必要性等の情報を広く周知・啓発すべき
- ・ 婦人相談所、男女共同参画センター、自治体等を含め社会全体で周知・啓発すべき
- ・ 適時適切な情報提供のため、社会情勢を踏まえた被害実態等を把握すべき

5 ストーカー予防のための教育等

▶ 現状

- ・ インターネットを利用した事案の増加。
- ・ 出会いや交際の態様の変化による短絡的な犯罪の増加。

→若い世代におけるストーカー問題の深刻化

▶ 検討会における意見

- ・ 小中高あらゆる教育現場でコミュニケーション能力を培う教育が必要。

- ・ あらゆる教育現場における、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育指導を実施すべき
- ・ インターネット利用に当たっての留意事項、セキュリティ対策等についての教育を実施すべき
- ・ 学校教員等に対する研修を実施すべき